

平成28年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

札幌市西区八軒十条東四丁目3番10号

北斗工機株式会社

同代表者 代表取締役 工 藤 博 司

松山市馬木町700番地

井関農機株式会社

同代表者 代表取締役 木 村 典 之

札幌市手稲区新発寒五条一丁目5番1号

株式会社ホセキ北海道

同代表者 代表取締役 山 田 浩

東京都千代田区外神田四丁目7番2号

株式会社サタケ

同代表者 代表取締役 佐 竹 利 子

大阪市北区鶴野町1番9号

ヤンマーグリーンシステム株式会社

同代表者 代表取締役 森 山 弘 寿

札幌市中央区北一条西七丁目1番地

ナラサキ産業株式会社

同代表者 代表取締役 中 村 克 久

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 北斗工機株式会社，井関農機株式会社，株式会社中セキ北海道，株式会社サタケ，ヤンマーグリーンシステム株式会社及びナラサキ産業株式会社の6社（以下「6社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の工事(以下「特定農業施設工事」という。)について，6社及びエム・エス・ケー農業機械株式会社（以下「エム・エス・ケー農業機械」という。）の7社（以下「7社」という。）が，遅くとも平成23年4月5日以降共同して行っていた，受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，特定農業施設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 6社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く5社に通知するとともに，特定農業施設工事の施主である農協等に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知，周知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，特定農業施設工事について，受注予定者を決定してはならない。
- 4 6社は，それぞれ，第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 6社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は北海道知事から建設業の許可を受け、特定農業施設工事を請け負う者である。

イ 名宛人以外のエム・エス・ケー農業機械は、北海道恵庭市戸磯193番地8に本店を置き、建設業法の規定に基づき北海道知事から建設業の許可を受け、特定農業施設工事を請け負う者である。

(2) 特定農業施設工事の発注方法等

ア 農協等は、特定農業施設工事について、次の方法により発注していた。

(ア) 一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札又は指名競争見積の方法にあつては、原則として、工事ごとに、予定価格又は見積設計目標価格（以下「予定価格等」という。）を設定して、複数の者から当該工事について入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）を提示させ、予定価格等の制限の範囲内の入札価格等を提示した者の中で最も低い価格を提示した者を受注者とし、当該価格で発注していた。

(イ) 見積り合わせの方法にあつては、原則として、複数の者から当該工事について見積価格を提示させ、最も低い価格を提示した者との間で当該価格を基に価格交渉を行った上で、その者を受注者とし、合意した価格で発注していた。

イ 農協等は、平成23年4月5日から平成26年7月28日までの間に実施した特定農業施設工事の一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの大部分において、7社のうち複数社を含む者を参加者に選定していた。

2 合意及び実施方法

7社は、遅くとも平成23年4月5日以降、特定農業施設工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 7社の営業責任者等による会合を開催するなどして、当該工事それぞれについて、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）は、受注を希望する旨を表明し、

ア(ア) 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

(イ) 受注希望者が複数社のときは、施主である農協等に対する設計等への協力状況、対象となる穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の建設等又は保守点検の実績等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

イ 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

7社は、前記2により、特定農業施設工事の大部分を受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 平成25年11月19日、公正取引委員会が平成27年（措）第5号により措置を命じた事件について、株式会社サタケ等の営業所等に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、株式会社サタケは、前記2の合意から離脱する旨を表明し、同年12月9日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 平成26年7月29日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定農業施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、7社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、6社については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，６社に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成２８年２月１０日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 小 田 切 宏 之

委 員 幕 田 英 雄

委 員 山 本 和 史

別紙 1

農協等が、北海道の区域において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等

別紙 2

番号	用語	定義
1	農協等	農業協同組合，地方公共団体，農業協同組合連合会，任意組合及び事業協同組合
2	穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等	穀物を乾燥，調製若しくは貯蔵する設備のいずれか又は複数を有する施設（低温で貯蔵する施設を除き，玄米の糠層 ^{ぬか} を除去して白米に加工する施設を含む。）
3	製造請負工事等	施工業者が，一定の性能等を有する機械，設備，装備等の工場製作，現場での組立て，据付け，調整等を一括して請け負って完成させる製造請負工事並びに当該工事及び建設工事が併せて発注される工事